

専決処分の報告について

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

専 決 処 分 書



秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

令和6年2月7日

秦野市長 高橋 昌和



理由

介護保険法及び介護保険法施行規則の一部改正により、条例で引用する同令の条項が同法に移動したため、改正する。

秦野市条例第6号

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例 の一部を改正する条例

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例（平成24年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する介護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するサービス」に改める。

第5条第2項第1号中「施行規則」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」に改める。

第6条第2項中「施行規則」を「介護保険法施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第7号 秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定)</p> <p>第3条 指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に係る法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人である者又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(法第8条第23項第1号に規定するサービス(第14条において「看護小規模多機能型居宅介護」という。))に限る。))に係る指定の申請に限る。)とする。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。))をいう。次号及び第3号において同じ。))が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常</p>	<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定)</p> <p>第3条 指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に係る法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人である者又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。))第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護(第14条において「看護小規模多機能型居宅介護」という。))に限る。))に係る指定の申請に限る。)とする。</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。))をいう。次号及び第3号において同じ。))が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話</p>

生活上の世話

(2) - (4) (略)

(指定夜間対応型訪問介護の基本方針等)

第6条 (略)

2 前項に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（次項において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握したうえで、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。次項において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（次項において「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行う事務所をいう。次項において同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。

3 (略)

(2) - (4) (略)

(指定夜間対応型訪問介護の基本方針等)

第6条 (略)

2 前項に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（次項において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握したうえで、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。次項において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（次項において「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行う事務所をいう。次項において同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。

3 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。